

用 語 の 解 説

■ 特定有害物質

土壌に含まれることによって人の健康にかかる被害が生じるおそれがあるものとして、土壌汚染対策法施行令及び条例施行規則で定める、鉛、砒素、トリクロロエチレンなど26物質をいいます。

■ 第1種特定有害物質

特定有害物質のうち、揮発性有機化合物である次の12物質のことで、

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン

■ 第2種特定有害物質

特定有害物質のうち、重金属等である次の9物質のことで、

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

■ 第3種特定有害物質

特定有害物質のうち、農薬等である次の5物質のことで、

シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機リン化合物

■ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、物の燃焼や農薬の製造の過程で非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

■ 管理有害物質

条例では、特定有害物質26物質とダイオキシン類を加えた27物質を「管理有害物質」と定義しています。

■ 有害物質使用特定施設

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設で、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを「有害物質使用特定施設」といいます。条例でも同じ定義です。

■ 有害物質使用届出施設

条例第49条第2項に規定する届出施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを「有害物質使用届出施設」といいます。

■ ダイオキシン特定施設

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設のことで、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設を「ダイオキシン特定施設」といいます。

■ 有害物質使用届出施設等

「有害物質使用届出施設」若しくは「ダイオキシン特定施設」のことを「有害物質使用届出施設等」といいます。

■ 土地の履歴調査

その土地が過去どのように使用されていたかを調査することをいいます。条例では土地の所有者等に、3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとする場合には、管理有害物質の使用等の履歴を調査し、知事に報告することを義務付けています。

ただし、軽易な行為など、除外規定として条例で定められている行為は対象とはなりません。

■ 土壤汚染状況調査

法又は条例に基づき、土壤汚染の可能性のある土地について、土壤を採取・分析し、汚染の有無を調べる調査です。法又は条例に基づく土壤汚染状況調査は、環境大臣が指定する指定調査機関により、法又は条例施行規則で定める方法により調査させなければなりません。

■ 詳細調査

土壤汚染の除去等の措置の実施に当たって、基準不適合土壤のある範囲及び深さについて把握するための調査です。土壤汚染状況調査の方法に比べ、ボーリング調査など、より詳細な方法で実施します。具体的な方法は、環境省の「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に記載されています。

■ 認定調査

要措置区域・要措置管理区域等から土壤を搬出する際、当該搬出行為について搬出前の届出、運搬基準の遵守、汚染土壤処理施設への搬入、管理票の交付などの搬出に係る規制が適用されますが、法又は条例で定める方法で調査を行うことにより、これらの搬出に係る規制が適用されなくなります。この法又は条例で定める方法の調査を「認定調査」といいます。

土壤汚染対策法に基づき指定を受けた区域からの搬出土壤については、原則として25種のすべての特定有害物質について、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認する必要があります。

掘削前にボーリング調査を行う「掘削前調査」と、掘削後の土壤に対して行う「掘削後調査」があります。

■ 指定基準

指定基準は、当該土地が管理有害物質によって汚染されているかどうかを判断するための基準で、法及び条例に規定しています。知事は、指定基準に適合しないと認める場合には、法又は条例により、当該土地の区域を「要措置区域」「要措置管理区域」又は「形質変更時要届出区域」「要届出管理区域」として指定することになります。

■ 要措置区域・要措置管理区域

土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が指定基準に適合せず、かつ、土壤の特定有害物質・管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合には、知事は、その土地の区域を、特定有害物質・管理有害物質によって汚染され、かつ、直ちに汚染の除去等の措置が必要な区域として、法に基づき「要措置区域」、または条例に基づき「要措置管理区域」に指定します。

要措置区域又は要措置管理区域においては、土地の形質変更は原則禁止となります。また、知事は、要措置区域又は要措置管理区域に指定された土地の所有者に対し、汚染による人の健康に係る被害を防止するために必要な限度において、汚染の除去等の措置を講ずるよう指示します。

■ 形質変更時要届出区域・要届出管理区域

土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質・管理有害物質による汚染状態が指定基準に適合せず、かつ、土壤の特定有害物質・管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない場合には、知事は、その土地の区域を、当該土地の形質の変更時に届出が必要な区域として、法に基づき「形質変更時要届出区域」、または条例に基づき「要届出管理区域」に指定します。

形質変更時要届出区域又は要届出管理区域内の土地の形質を変更しようとするときには、土地の形質の変更者は、知事にその旨を届け出る必要があります。

■ 自然由来特例区域

形質変更時要届出区域・要届出管理区域のうち、第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地のことをいいます。自然由来特例区域に該当する場合は、法又は条例に基づき区域指定を行う際、指定区域台帳にその旨が記載されます。

自然由来特例区域において土地の形質変更を行う場合は、帯水層へ汚染拡散を招かない施工方法（準不透水層まで遮水構造物を設ける等の方法）を取る必要がありません（下位帯水層まで施工する場合を除きます）。

■ 埋立地特例区域

形質変更時要届出区域・要届出管理区域のうち、昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋め立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地のことをいいます。埋立地特例区域に該当する場合は、法又は条例に基づき区域指定を行う際、指定区域台帳にその旨が記載されます。

埋立地特例区域において土地の形質変更を行う場合は、帯水層へ汚染拡散を招かない施工方法（準不透水層まで遮水構造物を設ける等の方法）を取る必要がありません（下位帯水層まで施工する場合を除きます）。

■ 埋立地管理区域

形質変更時要届出区域・要届出管理区域のうち、以下のいずれかに該当する土地のことをいいます。

- ① 公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地
- ② 公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地

埋立地管理区域に該当する場合は、法又は条例に基づき区域指定を行う際、指定区域台帳にその旨が記載されます。

埋立地特例区域において土地の形質変更を行う場合は、帯水層へ汚染拡散を招かない施工方法については、遮水構造物を設ける方法以外に、地下水位を管理して施工する方法、又は地下水質を監視して施工する方法を取ることが出来ます。

■ 含有量基準

直接摂取によるリスクの観点から、特定有害物質・管理有害物質のうち、第2種特定有害物質とダイオキシン類に設けられている基準で、土壌に含まれる管理有害物質の量の基準です。

■ 溶出量基準

地下水の摂取によるリスクの観点から設定された基準で、特定有害物質すべてに設けられています。土壌に水を加えたときに溶出する特定有害物質の量の基準です。

■ 第2溶出量基準

第2溶出量基準は溶出量基準の10倍～30倍に設定されており、地下水摂取によるリスクに係る汚染の除去等の措置を選択する際の判断基準となるものです。